

平成 16 年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査
報 告 書

市民局人権・男女共同参画室

平成 16 年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について

【結果報告】

1. 調査の概要

<本調査の目的>

川崎市では、1990（平成 2）年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」（以下「参加促進要綱」という。）に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」を毎年実施しています。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第 3 条に規定されている参加比率の達成状況を定期的に把握することを主たる目的としています。

<今回の調査における変更点>

現在、参加促進要綱第 3 条に掲げられている目標値は、川崎市新女性行動計画「かわさき男女平等推進プラン」（1995 [平成 7] 年 1 月策定）に基づいています。

しかし、2004（平成 16）年 5 月に川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」（以下「行動計画」という。）を策定したことにより、審議会等委員への女性の参加促進に係る数値目標を次の 2 つに更新しました。したがって、今年度より調査結果は、次の数値目標に照らし合わせ、まとめることとしました。

- 審議会等委員の女性比率が 2008（平成 20）年度までに、35%となるようめざします。
- 女性委員ゼロの審議会をなくします。

※行動計画の実施期間：2003 [平成 15] 年度～2008 [平成 20] 年度

なお、現行の参加促進要綱については、調査実施の際は参考として添付し調査を実施しました。また、女性の参加をより一層促進するために、事前協議制度の強化を視野に入れ、現在改正を進めています。

<調査内容>

(1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」（様式 1）

- | | |
|------------------|----------|
| ① 定員 | ⑤ 委員の任期 |
| ② 現員 | ⑥ 再任の取扱い |
| ③ 女性委員の現員及び割合 | ⑦ その他 |
| ④ 公募委員の現員及び女性委員数 | |

(2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」（様式 2）※女性委員のいない審議会等を対象

- ① 女性委員のいない理由
- ② 委員選任時における男女比への配慮の有無
- ③ 女性の参加促進計画

<調査設計>

- (1) 調査対象 27局・区・室（審議会等の総数 207）
- (2) 調査期間 2004（平成 16）年 6 月 7 日（月）～7 月 2 日（金）
- (3) 調査基準日 2004（平成 16）年 6 月 1 日現在

※未設置、委員選任中、審議会等は存在しているが実際に委員が選任されていない状況にあるものについては、対象から外しました。

<数字の見方>

- (1) 「N」は、図 1 では審議会等の総数を意味し、図 2 では女性委員のいない審議会等の総数を意味しています。
- (2) 比率については、審議会等の委員総数を 100.0%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入しています。そのため、構成比の合計が 100.0%にならない場合があります。

2. 調査結果（まとめ）

2004（平成 16）年 6 月 1 日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について調査を行った結果は、次のとおりでした。

2-1. 女性の参加比率について

◆ 女性の参加比率は 27.4%。昨年度比 0.3 ポイント増。

- 川崎市の審議会等の委員総数 3,184 人のうち、女性は 872 人、男性は 2,312 人で、女性の参加比率は 27.4%である。
- 前年度と比較すると、0.3 ポイントの増加である。

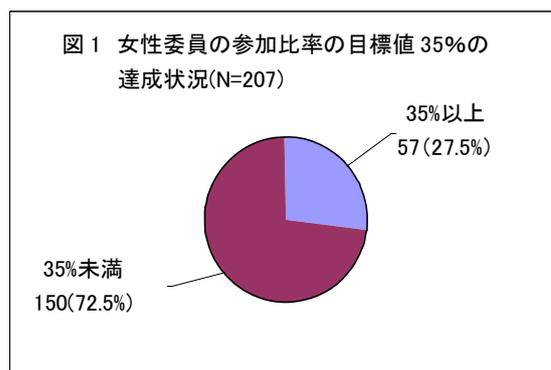
表 1 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率（男女別）

	審議会等の委員数（人）			
	2004（平成 16）年度		2003（平成 15）年度	
女性	872 人	27.4%	905 人	27.1%
男性	2,312 人	72.6%	2,434 人	72.9%
総数	3,184 人	100.0%	3,339 人	100.0%

（調査時点はともに 6 月 1 日現在）

◆ 審議会等の総数 207 のうち、女性の参加比率 35%以上のものは 57。35%未満のものは 150。

- 審議会等の総数 207 のうち、女性の参加比率が 35%以上のものは 57 で、全体の 27.5%である。
- また、35%未満のものは 150 で、全体の 72.5%である。



◆ 局区別の女性の参加比率は、幸区役所が最も高く、港湾局が最も低い。

- 局区別の女性の参加比率は、幸区役所が最も高く（45.1%）、港湾局が最も低い（7.4%）。

表2 女性の参加比率（局区別）

局名	参加比率	局名	参加比率
幸区役所	45.1%	川崎区役所	27.0%
宮前区役所	36.3%	総合企画局	25.9%
麻生区役所	34.1%	まちづくり局	24.8%
財政局	33.3%	健康福祉局	24.5%
中原区役所	32.9%	環境局	21.1%
消防局	32.7%	建設局	20.4%
多摩区役所	32.2%	交通局	16.7%
市民局	31.8%	総務局	12.8%
高津区役所	30.3%	経済局	9.1%
教育委員会	29.2%	港湾局	7.4%

- なお、平成15年6月1日現在と比べ、女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区は、7である。

表3 女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区

局名等	ポイント	局名等	ポイント
総合企画局	+12.3	健康福祉局	+1.9
建設局	+10.7	幸区役所	+1.8
財政局	+4.8	消防局	+1.1
高津区役所	+2.9		

◆ 女性の参加は、区役所で進んでいる。

- 区役所における女性の参加は、局区別女性の参加比率（表2）では上位10の審議会等のうち6を占める。
- 区役所別では、幸区役所が最も高く（45.1%）、宮前区役所がそれに続く（36.3%）。いずれも数値目標35%を達成している。参加比率が一番低いのは、川崎区役所である（27.0%）。
- 区役所以外では、財政局が最も高く（33.3%）、消防局（32.7%）、市民局（31.8%）がそれに続く。一番低いのは港湾局（7.4%）である。
- 区役所において女性の参加が進んでいる理由は、委員の選出母体に、市民活動グループやボランティアグループ等が割り当てられていることが考えられる。
- これまで、草の根の市民活動は主に女性が担う傾向があった。そのことが、区役所における女性の参加が進んでいるひとつの要因となっていると考えられる。
- 区役所で女性の参加が進んでいる要因については、今後、審議会等の開催時間等を含め、調査を進めたい。

◆ 審議会等の総数 207 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数¹で構成されているものは、20。

- 審議会等の総数 207 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は、次の 20 である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

総務局 (1)	幸区役所 (1)
● 川崎市会議公開運営審議会	● 幸区役所ローコンサート実行委員会
財政局 (2)	高津区役所 (2)
● 川崎市政府調達苦情検討委員会	● 高津区地域保健推進会議
● 川崎市入札監視委員会	● 高津区民生委員推薦区会
市民局 (2)	宮前区役所 (2)
● 川崎市消費者保護委員会苦情処理部会	● 市民健康づくり運動推進宮前地区会議
● 川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	● 宮前区民生委員推薦区会
健康福祉局 (3)	多摩区役所 (1)
● 川崎市要保護世帯奨学資金貸付審査会	● 市民健康づくり運動推進多摩地区会議
● 川崎市精度管理専門委員会	麻生区役所 (1)
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会	● 市民健康づくり運動推進麻生地区会議
まちづくり局 (2)	教育委員会 (3)
● 川崎市建築審査会	● 川崎市中原市民館運営審議会
● 川崎市開発審査会	● 川崎市多摩市民館運営審議会
	● 川崎市麻生市民館運営審議会

2-2. 女性委員のいない審議会等について

◆ 女性委員のいない審議会等の数は 21。全体の 10.1%。

- 女性委員のいない審議会等の数は、207 のうち 21 であり、全体の 10.1%にあたる。
- 前年度と比較すると、1 減少している²。

表 5 女性委員のいない審議会等 (局区別)

総務局 (1)	まちづくり局 (1)
● 川崎市原子力施設安全対策委員会	● 川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会
総合企画局 (1)	幸区役所 (2)
● 川崎市イノベーション会議	● 川崎市老人保健連絡幸地区協議会
経済局 (1)	● 幸区民生委員会推薦区会
● 川崎市中央卸売市場南部市場取引委員会	多摩区役所 (1)
環境局 (2)	● 多摩区民生委員推薦区会
● 川崎市廃棄物処理施設専門委員会	消防局 (1)

¹ 参加促進要綱第 3 条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、委員総数（現員）が偶数の場合は男女の委員数が半数であること、奇数の場合は男女の委員数の差が 1 人である審議会等を「ほぼ同数」としている。

² 平成 15 年度の女性委員のいない審議会等の数は 22 であった。

<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市危険物保安審議会
健康福祉局 (9)	教育委員会 (2)
<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会 ● 川崎市社会復帰訓練所運営委員会 ● 社会復帰訓練所入所者受理会議 ● 川崎市精神保健福祉審議会 ● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 ● 川崎市多摩夜間急患診療所運営委員会 ● 川崎市川崎休日急患診療所運営委員会 ● 川崎市高津休日急患診療所運営委員会 ● 川崎市小児救急医療連絡協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市地名資料評価委員会 ● 川崎市立高等学校人事交流推進委員会

◆ 女性委員のいない審議会等を一番多く所管するのは、健康福祉局。

- 女性委員のいない審議会等を一番多く所管するのは、健康福祉局 (9) である。
- 健康福祉局に続いて、女性委員のいない審議会等を多く所管するのは、環境局 (2)、幸区役所 (2)、教育委員会 (2) である。

◆ 女性委員のいない審議会等の 76.2%は、要綱等に基づき設置している審議会等である。

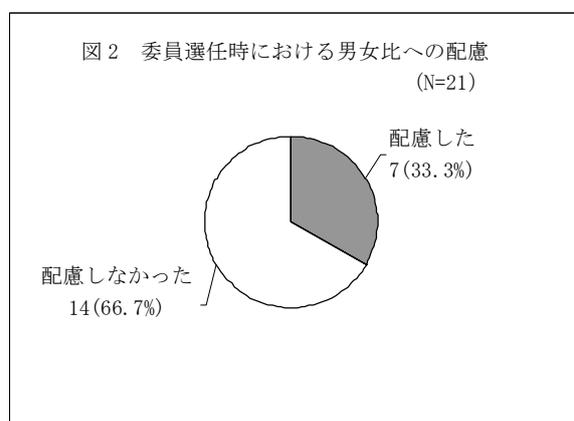
- 女性委員のいない 21 の審議会等を根拠法別にみると、法律、条例に基づき設置しているものが 5 (23.8%)、その他要綱等に基づき設置しているものが 16 (76.2%) である。

◆ 女性委員のいない理由は、いわゆる「あて職」の問題である³。

- 要綱において職や職務を指定している審議会等ほど、結果として女性の参加が阻まれている。
- 各審議会等が必要とする専門分野に女性が少ない場合もまた、選任時に男性を選ばざるをえない原因となっていると考えられる。

◆ 女性委員のいない審議会等の総数 21 のうち、6 割以上が委員の選任時に男女比に配慮していない。

- 今年度は、女性委員のいない審議会等を対象に、委員を選任する際に男女比に配慮したかどうか調査を行った。
- その結果、女性のいない審議会等の総数 21 のうち、配慮した審議会等は 7 (33.3%)、配慮していない審議会等は 14 (66.7%) である。



3. 課題及び今後の改善策

³ 「6 女性委員のいない審議会等集計」参照。

今年度の調査結果を踏まえ、今後も各局・区・室の御理解、御協力を得ながら、次のようなさまざまな方策を講じる予定です。

(1) 参加促進要綱の改正

2004（平成16）年5月の川崎市男女平等推進行動計画「かわさき☆かがやきプラン」の策定にともない、現在参加促進要綱の改正を進めています。

要綱の改正にあたっては、単なる数値目標の改定のみならず、①審議会等委員への女性の参加促進の目的を、男女平等かわさき条例の理念及び男女平等推進行動計画の趣旨に沿って整理すること、②新規委員会の設置時及び委員の次期改選時に、所管局・区・室長が市民局長との事前協議を行う現行制度（1999〔平成11〕年度から実施。以下「事前協議制」という。）を強化することの2点を踏まえて、関係局と調整中です。

(2) 事前協議制の強化・徹底

事前協議制については、各審議会等の委員の改選サイクルが個々の審議会等で様々であることや担当者が定期的に代わること、適切な周知がなされてこなかったこと等のさまざまな理由により、事前協議制そのものが実効性のある仕組みになっておらず、事実上形骸化していると考えられます。

今回の参加促進要綱の改正にあたっては、この点に着目した改正を行っているところです。また、事前協議制の流れそのものにも大幅な変更を加える予定です。事前協議制の強化をもって、川崎市審議会等委員への女性の参加を一層促進していくことができるよう鋭意努力していきます。

(3) 審議会等委員への女性の参加促進に係る趣旨の周知徹底

川崎市審議会等委員への女性の参加促進に係る趣旨の周知を徹底するために、仮称『川崎市審議会等委員への女性の参加促進について』の配布等を通じ、各局・区・室に対し、事前協議制及び参加促進要綱の趣旨について、定期的な周知を図ります。

また、各局・区・室が各種団体等に審議会等委員の推薦を依頼する際に参考にできるよう、「依頼文案」を示していきます。

(4) 川崎市女性人材リストの改訂、効果的な情報提供方法の検討

専門分野に女性が少ないため、結果として女性委員を選任できない状況にある審議会等については、求めに応じて適切な女性人材を随時提供できる環境を整備しておくことが重要です。

川崎市では、1995（平成7）年に女性人材リストを改訂し、1,040名を分野ごとに分類した「女性人材リスト」を作成していますが、今後新たに内容を更新し、より一層の充実を図る必要があります。

この「女性人材リスト」については、個人情報徹底して保護するため、市民局人権・男女共同参画室において厳重に管理しているとともに、現在利用を希望する局・区・室は、市民局人権・男女共同参画室に出向かなければ見ることができないシステムとしています。

このため、現在のような閲覧システムでは、利用者の立場からは利用しやすいものではありません。今後、イントラを通じ、個人情報の保護に十二分に配慮した差し支えない範囲での情報を、

各局・区・室から自由に検索できるような環境の整備も検討します。

また、より幅広い人材を提供できるよう、市の女性人材リストのみならず、市民局人権・男女共同参画室を通じ、国や県の人材情報も併せて提供していきます。

1 審議会等委員への女性の参加状況（年度別）

毎年6月1日現在

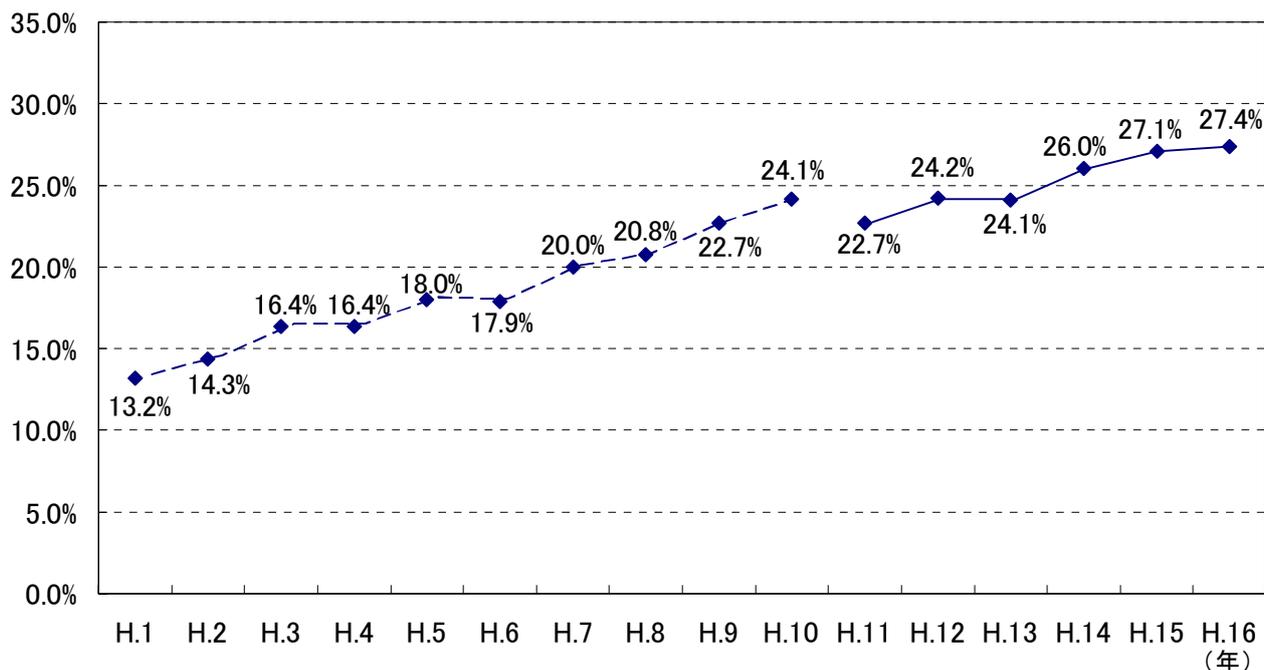
	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の参加比率(%)
1985(昭和60)年			2,934	333	11.3%
1986(昭和61)年			2,908	355	12.2%
1987(昭和62)年			2,915	402	13.8%
1988(昭和63)年	106	50	2,944	396	13.5%
1989(平成元年)	116	54	3,221	425	13.2%
1990(平成2)年	129	53	3,389	486	14.3%
1991(平成3)年	122	40	3,223	527	16.4%
1992(平成4)年	123	42	3,420	560	16.4%
1993(平成5)年	201	53	3,373	607	18.0%
1994(平成6)年	200	46	3,288	587	17.9%
1995(平成7)年	219	42	3,730	746	20.0%
1996(平成8)年	243	36	3,990	828	20.8%
1997(平成9)年	233	36	3,704	841	22.7%
1998(平成10)年	244	27	3,747	904	24.1%
1999(平成11)年	217	27	3,104	705	22.7%
2000(平成12)年	213	25	3,334	808	24.2%
2001(平成13)年	213	22	3,304	796	24.1%
2002(平成14)年	214	18	3,254	847	26.0%
2003(平成15)年	215	22	3,339	905	27.1%
2004(平成16)年	207	21	3,184	872	27.4%

* 「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

* 平成11年から、調査対象を参加促進要綱に基づくものに限定した。したがって前年度までと対象が異なり、審議会等の数及び委員数の数値に連続性はない。

* 平成16年度から、審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。

図1 川崎市審議会等委員への女性の参加比率



2 審議会等委員への女性の参加状況 各局区別一覧表

No.	局名等	審議会等の数と昨年比	委員数が男女ほぼ同数の審議会等の数と全審議会等に占める割合	女性委員が35%に満たない審議会等の数と全審議会等に占める割合	左のうち女性委員のいない審議会等の数	審議会等委員の総数	女性委員数	女性委員の参加比率と昨年比
1	総務局	8 (+2)	1 (12.5%)	6 (75.0%)	1	148	19	12.8% (-5.1)
2	総合企画局	6 (+4)	0 (0.0%)	5 (83.3%)	1	108	28	25.9% (+12.3)
3	財政局	2 (-1)	2 (100.0%)	2 (100.0%)	0	6	2	33.3% (+4.7)
4	市民局	18 (-4)	2 (11.1%)	9 (50.0%)	0	261	83	31.8% (-1.6)
5	経済局	5 (±0)	0 (0.0%)	5 (100.0%)	1	66	6	9.1% (-1.3)
6	環境局	7 (±0)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	2	109	23	21.1% (-0.5)
7	健康福祉局	50 (-4)	3 (6.0%)	41 (82.0%)	9	922	226	24.5% (+1.9)
8	まちづくり局	8 (-1)	2 (25.0%)	4 (50.0%)	1	109	27	24.8% (+0.6)
9	建設局	3 (-2)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0	49	10	20.4% (+10.7)
10	港湾局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	27	2	7.4% (-3.7)
11	川崎区役所	6 (-1)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0	74	20	27.0% (-5.6)
12	幸区役所	10 (±0)	1 (10.0%)	6 (60.0%)	2	153	69	45.1% (+1.8)
13	中原区役所	8 (±0)	0 (0.0%)	4 (50.0%)	0	140	46	32.9% (-0.9)
14	高津区役所	9 (±0)	2 (22.2%)	6 (66.7%)	0	175	53	30.3% (+2.9)
15	宮前区役所	7 (±0)	2 (28.6%)	4 (57.1%)	0	80	29	36.3% (-2.7)
16	多摩区役所	7 (±0)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	1	87	28	32.2% (-2.3)
17	麻生区役所	7 (±0)	1 (14.3%)	5 (71.4%)	0	85	29	34.1% (+0.8)
-	水道局 ^(※1)	- -	- -	- -	-	-	-	- -
18	交通局	1 (-1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	6	1	16.7% (-4.4)
19	消防局	3 (±0)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	1	52	17	32.7% (+1.1)
20	教育委員会	41 (+1)	3 (7.3%)	28 (68.3%)	2	527	154	29.2% (-1.3)
計		207 (-8)	20 (9.7%)	150 (72.5%)	21	3,184	872	27.4% (+0.3%)

(※1) 調査時(平成16年6月1日時点)において委員検討中であったため、対象から外した。よって、実態としては審議会等は実在するが委員がいない。

* 全27局区室に対して調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局区は20であった。なお、参加比率が最も高かったのは、幸区役所(45.1%、前年比1.8ポイント増)である。35%を超えている局区は、幸区役所、宮前区役所の2つであった。

3 地方自治法根拠別集計

* 審議会等委員への女性の参加状況調査では、地方自治法の根拠等に基づき、区分を次のAからDまでに分類しています。

区分A（地方自治法第202条の3）	法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関
区分B（地方自治法第138条の4）	法律が定める委員会又は委員，自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための附属機関
区分C（地方自治法第174条）	常設又は臨時の専門委員
区分D	要綱に基づくもの

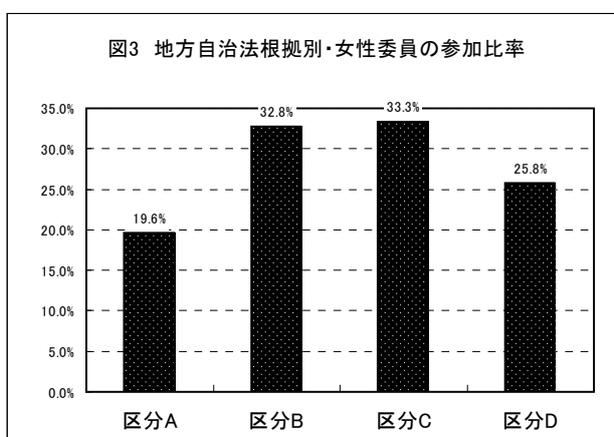
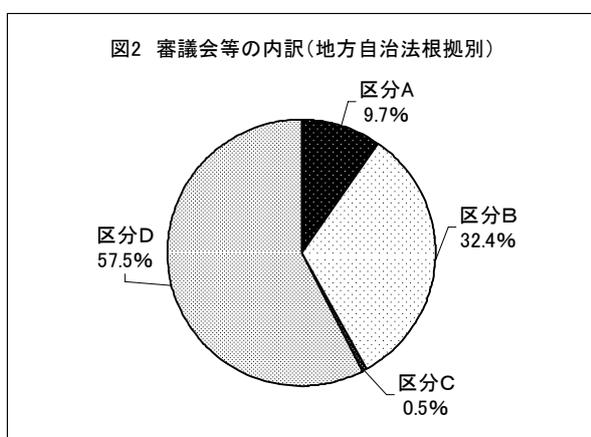
また、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱の実施に伴う留意事項」により、次の委員会を除外対象としてい

- ・ 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- ・ 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- ・ 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- ・ 各種事業委託の委託団体として設置されるもの、及びその委託団体によって設置されるもの

※ただし、昨年度の調査に引き続き、上部委員会と委員が同一で補助的なもの、協議内容が一体のもの、啓発事業や行事の実施団体についても対象外としました。

表1 参加促進要綱による集計

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
A：地方自治法第202条の3	20	398	78	320	19.6%
B：地方自治法第138条の4	67	1,073	352	721	32.8%
C：地方自治法第174条	1	9	3	6	33.3%
(法律・条令 小計)					
D：要綱等	119	1,704	439	1,265	25.8%
合計	207	3,184	872	2,312	27.4%



* 要綱等をもとに設置している審議会等が57.5%と最も多い。

また、附属機関のみの女性委員の参加比率は29.0%である（前年度比+0.7ポイント。表3参照）。

表2 参加促進要綱適用除外の附属機関の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
	1	7	3	4	42.9%
B：地方自治法第138条の4	8	71	16	55	22.5%
合計	9	78	19	59	24.4%

表3 附属機関の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
A：地方自治法第202条の3	21	405	81	324	20.0%
B：地方自治法第138条の4	75	1,144	368	776	32.2%
合計	96	1,549	449	1,100	29.0%

4 審議会等委員への女性の参加状況 各局区別一覧表（平成16年6月1日現在）

(区分) A：地方自治法第202条の3
B：地方自治法第138条の4
C：地方自治法第174条
D：要綱等

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の案件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
総務局															
1	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会	交流推進課	-	41	4	9.8%	0	0	2		あり			D	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会設置要綱
2	川崎市公文書公開審査会	行政情報課	5以内	4	2	50.0%	0	0	2	16	あり	議会	除外	(B)	川崎市情報公開条例第25条
3	川崎市公文書公開運営審査会	行政情報課	15以内	14	2	14.3%	3	0	2	16	あり			B	川崎市情報公開条例第33条
4	川崎市個人情報保護審査会	行政情報課	5以内	5	2	40.0%	0	0	2	17	あり	議会	除外	(B)	川崎市個人情報保護条例第23条
5	川崎市個人情報保護運営審査会	行政情報課	15以内	13	5	38.5%	2	0	2	17	あり			B	川崎市個人情報保護条例第26条
6	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7以内	5	4	80.0%	1	1	2	17	あり	議会	除外	(B)	川崎市資産公開等審査会条例第5条
7	川崎市会議公開運営審査会	行政情報課	7以内	7	3	42.9%	1	0	2	17	あり			B	川崎市審議会等の会議に関する条例
8	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	9	1	11.1%	0	0	規定なし		なし	行政	除外	(B)	川崎市職員衛生管理規則第19条
9	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	4	1	25.0%	0	0	3	19	あり			B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条
10	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3	17	あり			B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条
11	川崎市原子力施設安全対策協議会	危機管理室	9	9	0	0.0%	0	0	なし	なし	なし			B	原子力災害特別措置法、川崎市原子力施設安全対策協議会要綱
12	川崎市防災会議	危機管理室	70以内	57	3	5.3%	0	0	2	18	あり			A	災害対策基本法第16条第5項
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計															
総務局合計(審議会等の数:8)				148	19	12.8%	6	0							
総合企画局															
1	川崎市事業評価検討委員会	政策部政策評価担当	5以内	5	1	20.0%	0	0	2	16	あり			D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱
2	川崎市総合計画策定検討委員会	企画調整課	10以内	10	3	30.0%	0	0	1年5か月	17	なし			D	川崎市総合計画策定検討委員会設置要綱
3	川崎市総合計画市民会議	企画調整課	20以内	20	11	55.0%	20	20	1年5か月	17	なし			D	川崎市総合計画市民会議設置要綱
4	新川崎・創造のより推進協議会	都市再生・臨海部整備推進室	規定なし	17	2	11.8%	0	0	2	-	規定なし			D	新川崎・創造のより推進協議会設置要綱
5	川崎市イノベーション推進会議	都市再生・臨海部整備推進室	規定なし	22	0	0.0%	2	0	2年7か月	18	あり			D	川崎市イノベーション推進会議設置要綱

6	自治基本条例検討委員会	政策部	34	34	11	32.4%	30	11	1年1か月	16	10	なし	D	自治基本条例検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計		108	28	25.9%	52	31							
総合企画局合計 (審議会等の数:6)			108	28	25.9%	52	31							
財政局														
1	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	33.3%	0	0	4	あり				D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱,政府調達に関する苦情の処理手続き
2	川崎出入札監視委員会	契約課	3	3	33.3%	0	0	4	あり				D	川崎出入札監視委員会設置要綱(公共工事の入札及び採り役の適正化の促進に関する法律)
3	川崎市土地利用審査会	土地審査課	7	7	42.9%	0	0	10	あり	議会	除外	(A)	国土利用計画法,土地利用審査会条例	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計		13	5	38.5%	0	0							
財政局合計 (審議会等の数:2)			6	2	33.3%	0	0							
市民局														
1	川崎市交通安全対策会議	地域生活課	20以内	19	5.3%	0	0	2	あり				除外	交通安全対策基本法第18条第1項,交通安全対策会議条例
2	川崎市消費者保護委員会	消費者行政センター	9以内	9	44.4%	1	1	2	あり	議会	除外	(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例	
3	川崎市消費者保護委員会苦情処理部会	消費者行政センター	10以内	9	55.6%	0	0	3	あり			D	川崎市消費者保護委員会苦情処理部会設置要綱	
4	川崎市食品安全確保対策協議会	消費者行政センター	20以内	18	27.8%	0	0	2	あり			D	川崎市食品安全確保対策協議会設置要綱	
-	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35以内	検計中		0	0	2	あり			B	地方青少年問題協議会法,川崎市青少年問題協議会条例,施行規則	
5	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	勤労市民室	30以内	17	29.4%	0	0	2	あり			B	川崎市勤労者福祉共済条例	
6	川崎市労働問題協議会	勤労市民室	20以内	19	21.1%	0	0	2	あり			D	川崎市労働問題協議会要綱	
7	かわさきマイスター選考委員会	勤労市民室	10以内	9	33.3%	0	0	3	あり			D	川崎市マイスター事業要綱,かわさきマイスター選考委員会運営要綱	
8	川崎市技能功労者等選考委員会	生活文化会館	規定なし	47	4.3%	0	0	2	あり			D	川崎市技能功労者等選考委員会要綱及び要綱	
9	川崎市生活文化会館運営委員会	生活文化会館	11以内	11	27.3%	0	0	2	あり			B	川崎市生活文化会館条例第15条,同施行規則第14条及び運営要綱	
10	川崎市立労働会館運営委員会	労働会館	10以内	10	30.0%	0	0	2	あり			B	川崎市立労働会館条例,同運営委員会要綱	
11	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26以内	26	53.8%	26	14	2	あり			B	川崎市外国人市民代表者会議条例	
12	川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会	人権・男女共同参画室	8以内	8	37.5%	0	0	3	規定なし			D	川崎市外国人市民施策推進指針検討委員会設置要綱	
13	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	人権・男女共同参画室	5以内	5	40.0%	0	0	2	あり			D	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会選考要領	
14	かわさき人権啓発推進協議会	人権・男女共同参画室	20以内	14	57.1%	3	3	2	あり			B	かわさき人権啓発推進協議会設置要綱	

-	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	13以内	検討中					2			あり		B	男女平等かわさき条例	
-	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10以内	検討中					2			あり		B	川崎市男女共同参画センター条例	
15	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10以内	9	3	33.3%	2	1	3	16	8	あり		B	川崎市子どもの権利に関する条例	
16	川崎市平和館運営委員会	平和館	16以内	15	6	40.0%	0	0	2	16	9	あり		B	川崎市平和館条例	
17	川崎市中原会館運営委員会	市民施設課	10以内	9	3	33.3%	0	0	2	18	3	あり		B	中原会館条例第15条,川崎市中原会館運営委員会運営要綱	
18	川崎市市民活動推進委員会	地域生活課	8以内	8	3	37.5%	2	0	2	17	12	あり		D	川崎市市民活動推進委員会設置要綱	
-	川崎市自治功労者選考委員会	地域生活課	5	(* 2)						随時	随時	あり		D	川崎市自治功労者表彰要綱	
19	川崎市広報モニター会議	広報課	15以内	15	6	40.0%	7	4	2	17	3	あり		D	川崎市広報モニター会議設置要綱	
20	川崎市文化芸術振興条例検討委員会	市民文化室	13以内	12	5	41.7%	2	1	1年4か月	17	3	なし		D	川崎市文化芸術振興条例検討委員会設置要綱	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			289	88	30.4%	43	24								
	市民局合計 (審議会等の数:18)			261	83	31.8%	42	23								
経済局																
1	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業観光課	7以内	5	1	20.0%	0	0	2	18	5	あり		B	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例	
2	川崎市中央卸売市場南部市場取引委員会	南部市場業務課	14以内	14	0	0.0%	0	0	2	18	5	あり		B	卸売市場法第13条,川崎市中央卸売市場業務条例,同施行規則	
3	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	北部市場管理課	20以内	10	2	20.0%	0	0	2	17	3	あり		B	卸売市場法第13条,川崎市中央卸売市場業務条例,同施行規則	
4	川崎市中央卸売市場北部市場取引委員会	北部市場業務課	18以内	18	1	5.6%	0	0	2	18	5	あり		B		
5	川崎市産業振興協議会	企画課	20以内	19	2	10.5%	0	0	2	18	3	あり		D	川崎市産業振興協議会設置要綱	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			66	6	9.1%	0	0								
	経済局合計 (審議会等の数:5)			66	6	9.1%	0	0								
環境局																
1	川崎市環境政策審議会	環境調整課	5以内	5	2	40.0%	0	0	2	16	10	あり		(B)	川崎市環境基本条例	
2	川崎市環境保全審議会	環境調整課	30以内	29	9	31.0%	6	1	2	18	2	あり		B	川崎市環境保全審議会条例	
3	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30以内	30	9	30.0%	6	2	2	17	5	あり		D	環境パートナーシップかわさき設置要綱	
4	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20以内	17	2	11.8%	0	0	2	16	11	あり		B	川崎市環境影響評価に関する条例	
5	川崎市先端技術産業環境保全委員会	公害部化学物質担当	5以内	4	1	25.0%	0	0	2	18	3	あり		D	川崎市先端技術産業環境対策指針	

6	川崎市自動車公害対策推進協議会	自動車対策課	規定なし	20	113	48.3%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市自動車公害対策推進協議会設置要綱
7	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	4~6	6	0	0.0%	0	0	2	18	3	あり	D	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可に関する要綱
8	川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会	(仮称)リサイクルパークあさお建設担当	3	3	0	0.0%	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			114	25	21.9%	12	3						
	環境局合計(審議会等の数:7)			109	23	21.1%	12	3						
健康福祉局														
1	川崎市介護認定審査会	介護保険課	300以内	234	113	48.3%	0	0	2	17	3	あり	B	介護保険法、川崎市介護保険条例、川崎市介護認定審査会規則
2	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20以内	19	5	26.3%	4	2	3	18	6	あり	D	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
3	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	13以内	12	5	41.7%	1	0	2	17	5	あり	D	市民健康づくり運動推進会議設置要綱
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	20以内	18	1	5.6%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設置要綱
5	川崎市老人保健連絡協議会	健康増進課	22以内	21	1	4.8%	0	0	2	17	8	あり	D	川崎市老人保健連絡協議会設置要綱
6	川崎市市民葬儀運営協議会	健康増進課	10以内	9	3	33.3%	0	0	2	18	3	あり	B	川崎市葬祭条例
7	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15以内	15	1	6.7%	0	0	2	16	9	あり	A	公害健康被害の補償等に関する法律第45条、川崎市公害健康被害認定審査会条例
8	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	6	6	0	0.0%	0	0	2	16	9	あり	B	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例
9	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会	環境保健課	6	6	1	16.7%	0	0	4	19	3	なし	D	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会設置要綱
10	川崎結核診査協議会	疾病対策課	20	20	4	20.0%	0	0	2	17	3	あり	A	結核予防法、川崎結核診査協議会条例
11	川崎市感染症診査協議会	疾病対策課	6以内	6	2	33.3%	0	0	2	17	4	あり	B	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項、川崎市感染症診査協議会条例
12	川崎市感染症対策協議会	疾病対策課	35以内	20	4	20.0%	0	0	2	17	9	あり	D	川崎市感染症対策協議会設置要綱
13	川崎市エイズ対策推進協議会	疾病対策課	25以内	20	3	15.0%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱
14	川崎市肝疾患対策推進会議	疾病対策課	9	9	1	11.1%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市肝疾患対策推進会議設置要綱
15	川崎市予防接種運営委員会	疾病対策課	25	25	4	16.0%	0	0	2	17	5	あり	B	川崎市予防接種運営協議会条例
16	川崎市明るいまちづくり対策協議会	地域福祉課	規定なし	35	1	2.9%	0	0	なし	なし	なし	なし	D	川崎市明るいまちづくり対策協議会要綱
17	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35	33	11	33.3%	0	0	3	17	3	あり	A	社会福祉法第7条第2項、崎市社会福祉審議会条例
18	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	若干名	14	1	7.1%	0	0	3	16	9	あり	A	民生委員法、川崎市民生委員推薦規則
19	川崎市医療扶助審議会	保健指導課	10	10	1	10.0%	0	0	2	18	3	あり	B	川崎市医療扶助審議会条例

20	川崎市要保護児童生徒新入学支度資金賞付審査会	保護指導課	規定なし	6	2	33.3%	0	0	1	16	12	あり	B	川崎市要保護児童生徒新入学支度資金賞付審査会規則
21	川崎市要保護世帯要学資金賞付審査会	保護指導課	規定なし	6	3	50.0%	0	0	1	16	12	あり	B	川崎市要保護世帯要学資金賞付審査会規則
22	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	2	8.7%	7	1	2	17	5	あり	A	国民健康保険法
23	川崎市身体障害者更生資金賞付審査会	障害福祉課	若干名	5	1	20.0%	0	0	1	16	7	あり	B	川崎市身体障害者更生資金賞付審査会規則
24	川崎市心身障害者福祉事業(ふれあい基金)運営委員会	障害福祉課	若干名	5	4	80.0%	0	0	2	18	1	あり	D	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会設置要綱
25	川崎市障害者施策推進協議会	障害計画課	20以内	20	7	35.0%	0	0	2	17	10	あり	A	川崎市障害者施策推進協議会条例
-	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会	障害計画課	35以内	検計中								あり	B	川崎市心身障害者総合リハビリテーション条例
26	川崎市社会復帰訓練所運営連絡会	リハビリテーション医療センター管理課	12以内	10	0	0.0%	0	0	2	17	3	あり	D	社会復帰訓練所運営連絡会要領
27	社会復帰訓練所入所者受理会議	リハビリテーション医療センター管理課	6以内	5	0	0.0%	0	0	2	17	3	あり	D	社会復帰訓練所入所者受理会議要領
28	川崎市精神医療審査会	リハビリテーション医療センター精神保健福祉センター	規定なし	10	2	20.0%	0	0	2	18	3	あり	A	精神保健及び静止障害者福祉に関する法律
29	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	20以内	17	0	0.0%	0	0	3	17	3	あり	A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
30	川崎市児童福祉審議会	児童保健福祉課	20	20	9	45.0%	0	0	2	18	3	あり	A	児童福祉法
31	川崎市母子保健運営協議会	児童保健福祉課	18以内	15	2	13.3%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
32	川崎市小児特定疾患協議会	児童保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	2	16	9	あり	D	川崎市小児特定疾患協議会設置要綱
33	川崎市保育園(園児等健康管理委員会)	保育企画課	10以内	9	3	33.3%	0	0	2	16	10	あり	D	川崎市保育園(園児等健康管理要綱)
34	川崎市地域医療審議会	地域医療課	30以内	20	3	15.0%	1	1	2	17	10	あり	B	川崎市地域医療審議会条例
35	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	地域医療課	14以内	14	1	7.1%	0	0	2	17	6	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要綱
36	川崎市救急医療情報システム運営委員会	地域医療課	12以内	11	0	0.0%	0	0	2	18	4	あり	D	川崎市救急医療システム運営委員会要綱
37	川崎市多摩休日急患診療所運営委員会	地域医療課	14以内	14	3	21.4%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要綱
38	川崎市多摩夜間急患診療所運営委員会	地域医療課	15以内	13	0	0.0%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市多摩休日急患診療所運営委員会要綱
39	川崎市川崎休日急患診療所運営委員会	地域医療課	16以内	16	0	0.0%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会要綱
40	川崎市幸休日急患診療所運営委員会	地域医療課	16以内	15	2	13.3%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会要綱
41	川崎市中原休日急患診療所運営委員会	地域医療課	16以内	16	1	6.3%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会要綱
42	川崎市高津休日急患診療所運営委員会	地域医療課	16以内	14	0	0.0%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会要綱
43	川崎市宮前休日急患診療所運営委員会	地域医療課	16以内	15	4	26.7%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急患診療所運営委員会要綱

44	川崎市麻生休日急診診療所運営委員会	地域医療課	16以内	14	1	7.1%	0	0	2	17	5	あり	D	川崎市休日急診診療所運営委員会要綱
45	川崎市血液対策協議会	地域医療課	20以内	16	3	18.8%	0	0	2	16	6	あり	B	川崎市血液対策センター条例、川崎市血液対策センター条例施行規則
46	川崎市精度管理専門委員会	地域医療課	6以内	5	2	40.0%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市精度管理専門委員会要綱
47	川崎市小児救急医療連絡協議会	地域医療課	16以内	16	0	0.0%	0	0	2	16	7	あり	D	川崎市小児救急医療連絡協議会設置要綱
48	川崎市介護老人保健施設運営委員会	介護老人保健施設三田あすみの丘	12以内	10	4	40.0%	0	0	2	18	1	あり	B	川崎市介護老人保健施設条例同施行規則
49	北部医療施設開設準備連絡協議会	北部医療施設開設準備担当	18以内	18	1	5.6%	3	1	施設開設まで	施設開設まで		あり	D	北部医療施設開設準備連絡協議会設置要綱
50	川崎市医療安全相談センター運営協議会	地域医療課	5以内	5	2	40.0%	0	0	2	17	7	あり	D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む、合計			922	226	24.5%	16	5						
	健康福祉局合計(審議会等の数:50)			922	226	24.5%	16	5						
まちづくり局														
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30以内	27	1	3.7%	3	0	2	16	7	あり	D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	5又は7	7	3	42.9%	0	0	2	18	3	あり	A	建築基準法、川崎市建築審査会条例
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	2	16	6	あり	B	都市計画法、川崎市開発審査会条例
4	川崎市建築紛争調停委員会	まちづくり調整課	9以内	9	3	33.3%	0	0	2	17	12	あり	B	川崎市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例
5	川崎市都市計画審議会	都市計画課	20以内	20	6	30.0%	3	1	2	18	4	あり	B	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
6	川崎市都市景観審議会	街なみデザイン課	20以内	15	6	40.0%	3	0	2	17	6	あり	B	都市計画法、川崎市都市景観条例
7	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15以内	14	5	35.7%	3	0	2	16	8	あり	B	川崎市住宅基本条例
8	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	8	0	5	20	12	あり	A	土地区画整理法
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む、合計			109	27	24.8%	20	1						
	まちづくり局合計(審議会等の数:8)			109	27	24.8%	20	1						
建設局														
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15以内	10	3	30.0%	0	0	2	18	3	あり	B	屋外広告物法、川崎市屋外広告物条例
2	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室	なし	30	4	13.3%	0	0	2	17	3	あり	B	自転車の安全利用の促進及び自転車等の注射対策の総合的推進に関する法律
3	川崎市浸水低地改良資金貸付審査会	普及課	15以内	15	0	0.0%	0	0	なし				(B)	川崎市浸水低地改良資金貸付条例
4	川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)	経営管理課	9	9	3	33.3%	0	0	2	18	3	あり	C	地方自治法第174条、川崎市専門委員設置規則

9	幸区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	12	11	91.7%	0	0	2	18	5	あり	D	幸区地域保健推進会議設置要綱
10	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	0	0	0.0%	0	0	3	17	6	あり	D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			153	69	45.1%	51	35						
幸区役所合計(審議会等の数:10)				153	69	45.1%	51	35						
中原区役所														
1	中原区行政区推進会議	総務企画課	15以内	14	5	35.7%	2	1	2	18	3	あり	D	川崎市区政推進会議設置要綱
2	中原区まちづくり推進委員会	地域振興課	規定なし	49	13	26.5%	24	6	2	18	3	あり	D	中原区まちづくり推進委員会要綱
3	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	20	7	35.0%	2	2	2	18	4	あり	A	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡中原地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8	あり	D	川崎市老人保健連絡中原地区協議会設置要綱
5	中原地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	17	3	17.6%	0	0	2	16	8	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、中原地区血液対策協議会要綱
6	市民健康づくり運動推進中原地区会議	地域保健福祉課	12以内	10	4	40.0%	1	1	2	17	5	あり	D	市民健康づくり運動推進中原地区会議設置運営要綱
7	中原区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	17	11	64.7%	0	0	2	18	5	あり	D	中原区地域保健推進会議設置要綱
8	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	17	6	あり	D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			140	46	32.9%	29	10						
中原区役所合計(審議会等の数:8)				140	46	32.9%	29	10						
高津区役所														
1	高津まちづくりビジョン委員会	地域振興課	規定なし	45	16	35.6%	17	5				なし	D	高津区まちづくりビジョン委員会設置要綱
2	高津区行政区推進会議	総務企画課	15以内	15	3	20.0%	2	1	2	18	3	あり	D	川崎市区政推進会議設置要綱
3	高津区まちづくり協議会	地域振興課	規定なし	45	13	28.9%	3	2	2			あり	D	高津区まちづくり協議会要綱
4	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	18	6	33.3%	1	1	2	18	4	あり	A	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
5	川崎市老人保健連絡高津地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8	あり	D	川崎市老人保健連絡高津地区協議会設置要綱
6	高津地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	16	2	12.5%	0	0	2	16	8	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則、高津地区血液対策協議会要綱
7	市民健康づくり運動推進高津地区会議	地域保健福祉課	12以内	11	3	27.3%	0	0	2	17	5	あり	D	市民健康づくり運動推進高津地区会議設置運営要綱
8	高津区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	12	6	50.0%	0	0	2	18	5	あり	D	高津区地域保健推進会議設置要綱
9	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	17	6	あり	D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則

3	川崎市老人保健連絡麻生地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	17	8	あり	D	川崎市老人保健連絡麻生地区協議会設置要綱
4	麻生地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	15	3	20.0%	0	0	2	16	8	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則麻生地区血液対策協議会要綱
5	市民健康づくり運動推進麻生地区会議	地域保健福祉課	12以内	10	5	50.0%	0	0	2	17	5	あり	D	市民健康づくり運動推進麻生地区会議設置運営要綱
6	麻生区地域保健推進会議	地域保健福祉課	20以内	15	13	86.7%	0	0	2	16	5	あり	D	麻生区地域保健推進会議設置要綱
7	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	18	6	あり	D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				85	29	34.1%	0	0						
麻生区役所合計(審議会等の数:7)				85	29	34.1%	0	0						
水道局														
-	川崎市水道事業経営問題協議会	庶務課	12以内	検討中					2			あり	D	川崎市水道事業経営問題協議会要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				-	-	-	-	-						
水道局合計(審議会等の数:0)				-	-	-	-	-						
交通局														
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	自動車部営業課	6	6	1	16.7%	0	0	1	17	3	あり (有期審のみ)	D	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査会設置要綱
-	地下鉄・周辺整備懇談会	高運軌道建設本部	15以内	休止中					1			あり	D	地下鉄・周辺整備懇談会設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				6	1	16.7%	0	0						
交通局合計(審議会等の数:1)				6	1	16.7%	0	0						
消防局														
1	川崎市婦人消防育成検討委員会	予防課	16	16	16	100.0%	16	16	2	16	6	なし	D	昭和59年5月1日消防局訓令第7号
2	川崎市危険物保安審議会	危険物課	20以内	16	0	0.0%	0	0	2	17	3	あり	D	川崎市危険物保安審議会規程
3	川崎市コンパクト安全対策委員会	危険物課	30以内	20	1	5.0%	5	0	2	18	3	あり	D	川崎市コンパクト安全対策委員会要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				52	17	32.7%	21	16						
消防局合計(審議会等の数:1)				52	17	32.7%	21	16						
教育委員会														
1	かわさき教育プラン策定委員会	企画課	なし	21	6	28.6%	3	2	2	17	5	規定なし	D	かわさき教育プラン策定委員会設置及び運営要綱
2	川崎市奨学金審査会	学事課	15以内	15	5	33.3%	0	0	2	18	5	あり	B	川崎市高等学校奨学金至急条例第5条・同施行規則第3条

3	川崎市障害児適正指導委員会	指導課	30以内	23	1	4.3%	3	0	0	1	16	5	あり	D	川崎市障害児適正指導委員会要綱
4	川崎市教科書用図書選定審議会	指導課	40以内	36	10	27.8%	0	0	0	4か月	17	3	あり	B	川崎市教科書用図書選定審議会規則
-	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	20以内										あり	D	川崎市立学校社会見学委員会規則
-	川崎市学校教育活動支援事業研究協議会	指導課	12以内										あり	D	川崎市学校教育活動支援事業研究協議会設置要綱
5	川崎市障害児教育問題研究協議会	指導課	20以内	15	4	26.7%	0	0	0	1	17	5	あり	D	川崎市障害児教育問題研究協議会
6	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総務室	25以内	19	4	21.1%	0	0	0	2	18	5	あり	B	総合教育センター条例第15条
7	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	16以内	15	1	6.7%	0	0	0	2	17	4	あり	D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
8	川崎市日本民家園協議会	日本民家園	10以内	10	3	30.0%	2	2	2	2	17	5	あり	B	川崎市日本民家園条例
9	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	大山街道ふるさと館	10以内	9	2	22.2%	1	0	0	2	18	5	あり	B	川崎市大山街道ふるさと館条例同運営協議会規則
10	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10以内	10	1	10.0%	2	1	1	2	18	5	あり	B	川崎市青少年科学館条例同協議会規則
11	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10以内	9	2	22.2%	2	1	1	2	17	5	あり	B	川崎市岡本太郎美術館条例同協議会規則
12	川崎市文化財審議会	文化財課	10以内	10	1	10.0%	0	0	0	2	18	4	あり	B	川崎市文化財保護条例
13	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10以内	4	1	25.0%	0	0	0	2	17	8	あり	D	地名資料収集委員会設置要綱
14	川崎市地名資料評価委員会	文化財課	3以内	3	0	0.0%	0	0	0	2	17	8	あり	D	地名資料評価委員会設置要綱
15	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	19	6	31.6%	0	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会要綱
16	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	20	7	35.0%	0	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会要綱
17	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	20	8	40.0%	0	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会要綱
18	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	12	7	58.3%	0	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
19	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	なし	11	3	27.3%	0	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
20	川崎市スポーツ振興審議会	スポーツ課	15以内	15	5	33.3%	2	1	1	2	18	4	あり	B	スポーツ振興法、川崎市スポーツ振興審議会条例
21	川崎市青少年の家運営協議会	青少年の家	10以内	10	3	30.0%	2	1	1	2	18	4	あり	B	川崎市青少年の家の家条例

22	川崎市青少年創作センター運営協議会	青少年創作センター	10以内	10	4	40.0%	2	2	2	17	4	あり	B	川崎市青少年創作センター条例
23	川崎市青黒川青少年野外活動センター運営協議会	黒川青少年野外活動センター	10以内	10	1	10.0%	2	0	2	17	4	あり	B	川崎市青黒川青少年野外活動センター条例
24	川崎市少年自然の家運営協議会	八ヶ岳少年自然の家	10以内	10	3	30.0%	2	2	2	17	3	あり	B	川崎市少年自然の家条例
25	川崎市立図書館協議会	生涯学習推進課	10以内	10	5	50.0%	2	1	2	18	5	あり	D	川崎市立図書館設置条例
26	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査委員会	教育文化会館	10以内	9	3	33.3%	0	0	2	17	3	あり	D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会要領
27	川崎市教育文化会館運営協議会	教育文化会館	10以内	8	5	62.5%	2	2	2	18	4	あり	B	川崎市教育文化会館条例
28	川崎市幸市民館運営協議会	幸市民館	10以内	8	7	87.5%	1	1	2	16	4	あり	B	川崎市市民館条例
29	川崎市中原市民館運営協議会	中原市民館	10以内	8	4	50.0%	1	0	2	18	4	あり	B	川崎市市民館条例
30	川崎市高津市民館運営協議会	高津市民館	10以内	8	3	37.5%	1	0	2	18	4	あり	B	川崎市市民館条例
31	川崎市宮前市民館運営協議会	宮前市民館	10以内	8	6	75.0%	1	1	2	18	4	あり	B	川崎市市民館条例
32	川崎市多摩市民館運営協議会	多摩市民館	10以内	8	4	50.0%	0	0	2	17	4	あり	B	川崎市市民館条例
33	川崎市麻生市民館運営協議会	麻生市民館	10以内	8	4	50.0%	1	0	2	17	4	あり	B	川崎市市民館条例
34	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	3	15.8%	0	0	なし			あり	D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
35	川崎市社会教育委員会	生涯学習推進課	20	19	8	42.1%	2	0	2	18	4	あり	B	社会教育法第15条、川崎市社会教育委員会条例
-	川崎市生涯学習システム運営委員会	生涯学習推進課	8	検討中					2			あり	D	川崎市生涯学習システム運営委員会の設置及び運営に関する要綱
36	川崎市立高等学校生涯学習推進会議	生涯学習推進課	なし	10	1	10.0%	0	0	なし	16	3	あり	D	川崎市立高等学校生涯学習推進会議設置要綱
-	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	7	検討中								あり	D	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要綱
37	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	なし	15	4	26.7%	0	0	1	17	3	あり	D	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱
38	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25以内	19	5	26.3%	0	0	なし			あり	D	川崎市子ども会議推進委員会設置要綱
39	川崎市立高等学校校人事交流推進委員会	高等教育推進担当	9	9	0	0.0%	0	0	H.16年度	17	3	なし	D	川崎市立高等学校校人事交流推進委員会設置要綱
40	川崎市立高等学校校定時制課程検討委員会	高等教育推進担当	15	15	1	6.7%	0	0	H.16年度	17	3	なし	D	川崎市立高等学校校定時制課程検討委員会設置要綱
41	川崎市立高等学校校間連携推進委員会	高等教育推進担当	10	10	2	20.0%	0	0	H.16年度	17	3	なし	D	川崎市立高等学校校間連携推進委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む、合計			527	154	29.2%	34	17						
	教育委員会合計 (審議会等の数:41)			527	154	29.2%	34	17						
	合計 (審議会等の総数:207)			3184	872	27.4%	317	153						

(※2) 平成16年6月1日現在、委員は任命されていない。

5 各局区における女性委員の参加比率分布

局区名 女性委員 の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民局	経済局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	水道局	交通局	消防局	教育委員会	合計	
100.0%																					1	1	
90.0-99.9%												1										1	1
80.0-89.9%							1										1					1	3
70.0-79.9%												1										1	3
60.0-69.9%													1									1	3
50.0-59.9%		1		3			1					1		1	2	1	1					5	16
40.0-49.9%	1			4			6	3					1	1								3	19
30.0-39.9%	2	2	2	6		2	6	3	2		3	2	2	2	1	1						9	45
20.0-29.9%	1	1		4	2	1	8				1	2	2	3	1	2	2					11	41
10.0-19.9%	1	1			1	2	9		1		2	1	2	2	2	1	3		1			5	34
0.0-9.9%	3	1		1	2	2	19	2		1		2				1					2	5	41
うち0.0%	1	1			1	2	9	1				2				1					1	2	21
合計	8	6	2	18	5	7	50	8	3	1	6	10	8	9	7	7	7	0	1	3	41	207	

【女性の参加比率35%を満たしていない審議会等の数】

35%未満	6	5	2	9	5	7	41	4	3	1	6	6	4	6	4	5	5	0	1	2	28	150
-------	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	-----

注) 参加促進要綱適用除外の附属機関は計上していない。
今年度より女性委員の参加比率欄の区分を若干変更しているため、前年度との比較の際は御注意願いたい。

*各局区ごとの女性委員の参加比率を区ごとに見ると、参加比率30.0～39.9%の審議会等が45（構成比21.7%）と最も高く、20.0～29.9%の審議会等と0.0～9.9%の審議会等が、いずれも41（構成比19.8%）と続き、審議会等の多くがこの範囲に集中している。また、各局区ごとに参加比率を見ると、区役所の所管する審議会等で、女性が参加しやすい傾向がある。

6 女性委員のいない審議会等 集計

総務局	所管局名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における委員の男女比への配慮	目標	
					平成16年度	平成17年度
	危機管理室	川崎市原子力施設安全対策協議会	原子力施設を構成委員としていないため	しなかった	なし	なし
総合企画局	都市再生・臨海部整備推進室	川崎市イノベーション推進会議	*あて職が男性だったため *公募の応募が男性だけだったため	しなかった	委員が固定しているが、必要に応じて検討する	同左
経済局	南部市場業務課	川崎市中央卸売市場南部市場取引委員会	市場内の各業界団体役員に女性がいないため	した	委員の委嘱がないため目標なし	
環境局	廃棄物指導課	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	専門知識を有する女性が少ないため	した		
	(仮)リサイクルパークあさお建設担当	川崎市仮称リサイクルパークあさお建設事業に関するごみ焼却方式選定委員会	専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい	しなかった	現在、委員会の進行も佳境に入っており、委員の追加選任や交代は困難な状況だが、今後、同種の委員会が発足した場合には、男女比に配慮する規定を盛り込んだ要綱等を制定する等の対応を行っていきたい	H.16年度で終了予定
健康福祉局	環境保健課	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	川崎市医師会に委員の推薦を依頼をしないため	した	現状どおり	現状どおり
	リハビリテーション医療センター管理課	川崎市社会復帰訓練所運営連絡会	女性に適任者が見当たらないため	しなかった	次回の委員改選の際に女性の参加について考慮する	女性委員を選任する
	リハビリテーション医療センター管理課	社会復帰訓練所入所者受理会議	女性に適任者が見当たらないため	しなかった	次回の委員改選の際に女性の参加について考慮する	女性委員を選任する
	リハビリテーション医療センター精神保健福祉センター	川崎市精神保健福祉審議会	主に「あて職」で委員の選任を行っており、対象者に女性がいなかったため	しなかった	任期途中で委員解嘱者が1名おり、後任者には女性委員を予定している	1名増やす
	地域医療課	川崎市多摩夜間急患診療所夜間運営委員会	各団体の役職などによる推薦のため、行政の関与は難しい	しなかった		
	地域医療課	川崎市川崎休日急患診療所運営委員会	各団体の役職などによる推薦のため、行政の関与は難しい	しなかった		
	地域医療課	川崎市高津休日急患診療所運営委員会	各団体の役職などによる推薦のため、行政の関与は難しい	しなかった		

まちづくり局	地域医療課	川崎市小児救急医療連絡協議会	各団体の役職などによる推薦のため、行政の関与は難しい	しなかった			
	地域医療課	川崎市救急医療情報システム運営委員会	各団体の役職などによる推薦のため、行政の関与は難しい	しなかった			
	川崎市都市計画事業登戸上地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	H.15年度に現員への改選があったが、次の理由により女性委員を委嘱できなかった。①選挙により決定する公募委員8名については、立候補者がいなかったため。②市長が選任する学識経験者2名については、事業に必要となる地域状況を熟知した方の中から選任してきているが、適任者がいなかったため	した	任期5年のため選任予定なし		
幸区役所	川崎市老人保健連絡幸地区協議会	地域保健福祉課	記入なし	しなかった		改選の際、女性の参画を要請する	
	幸区委員推薦区会	地域保健福祉課	記入なし	しなかった		改選の際、女性の参画を要請する	
多摩区役所	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	関係団体代表者の代表に女性の参画を要請しているが、紹介が得られなかったため	した	推薦の際に、推薦区会委員の男女比比に注意し、推薦団体に對し次期改選時において、女性の参画を依頼するよう配慮する	1人増やす(14%)	
消防局	川崎市危険物保安審議会	予防部危険物課	危険物施設を多数所有する事業所の安全担当者が委員となっており、各事業所の安全担当者に女性の専門家が不在であることから、女性の参加促進は難しいと考えられます	しなかった	0	0	
教育委員会	川崎市立高等学校交流推進委員会	高校教育推進担当	学校関係者、行政関係者があて職的に委員になっていないため登用が難しかった	した	委員の任期が16年末までのため、委員の変更はできない		
	川崎市地名資料評価委員会	文化財課	この分野での専門知識を有する女性が少ないため登用が難しい	した		専門分野の精査と女性委員登用の可能性を検討する	委員1人を女性とする(33%)

*女性委員のいない審議会等は、全部で21である(前年度22)。
*平成16年度は、女性委員のいない審議会等を持つ所管課に対し、「選任の際に委員の男女比に配慮したか」について調査を行った。その結果、21の審議会等のうち、選任の際に男女比に配慮した審議会等は7(33.3%)、配慮しなかった審議会等は14(66.7%)であった。

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市新女性行動計画「かわさき男女平等推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、女性の意見を政策の立案及び決定過程の場に反映させるため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、附属機関及び要綱等に基づき設置された協議会等をいう。

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は次の目標により、女性の参加促進を図ることとする。

- (1) 1996年度（平成8年度）までに、女性委員のいない審議会等を解消する。
- (2) 1996年度（平成8年度）までに、女性委員の割合が20パーセントを上回る。
- (3) 1998年度（平成10年度）までに、女性委員の割合が25パーセントを上回る。
- (4) 2000年度（平成12年度）までに、女性委員の割合が30パーセントを上回る。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び室並びに市民オンブズマン事務局、収入役室、区役所、水道局、交通局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、積極的な取組に努めるものとする。

- 2 局長等は、女性の活動や生活体験と関連の深い審議会等の委員の選任に当たっては、女性の参加促進について特段の配慮を払うものとする。
- 3 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、選任時の3箇月前までに市民局長に協議を行うものとする。

(女性の参加状況の調査及び促進計画の作成)

第5条 局長等は、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、またその促進計画を作成し、指定する期日までに市民局長に提出するものとする。

(協議)

第6条 市民局長は、前条の規定により提出された書類に基づき、局長等と必要な協議を行うものとする。

- 2 市民局長は、局長等の求めに応じ、審議会等委員について、人材の情報提供等を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

付 則

この要綱は、1990年（平成2年）6月1日から施行する。

この改正要綱は、1995年（平成7年）6月1日から施行する。

この改正要綱は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」の実施に伴う留意事項

1 対象（要綱第2条関係）

次の審議会等は、この要綱の対象から除外します。

- ・ 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの。
- ・ 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの。
- ・ 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整等のために設置されるもの。
- ・ 各種事業委託の委託団体として設置されるもの、及びその委託団体によって設置されるもの。

なお、上記の審議会等委員についても、要綱の趣旨に沿った構成がされるよう、十分に配慮してください。

2 目標の達成と局長等の責務（要綱第3条、第4条関係）

(1) 局長等は、要綱第3条の目標の達成に向けて、次の事項を考慮し、積極的に取り組まれるよう、努めてください。

ア 女性委員のいない審議会については、女性委員が就任する目標時期を設定し、その実現に努めてください。

イ 女性委員の比率を高めるために、特に次の点に努めてください。

(ア) 2000年度（平成12年度）までに、女性委員の割合を早期に30パーセント以上に高めるために、次の人数を目安に、女性委員の選任に努めてください。

- ・ 委員数5～9人の審議会等の場合は、少なくとも3人
- ・ " 10～14人 " の場合は、 " 5人
- ・ " 15～19人 " の場合は、 " 6人
- ・ " 20～24人 " の場合は、 " 8人
- ・ " 25人以上 " の場合は、 " 9人

(イ) 団体から推薦される委員で、必ずしもその団体の長でなくてもよい場合には、適任の女性人材の推薦を要請し、協力を求めてください。

(ロ) 学識者の委員については、学識者の対象を幅広く検討し、専門機関等における地位にとらわれることなく、経験や意欲を重視し、女性の参加を促進してください。

(ハ) 委員の構成を新たに定め、あるいは見直す際には、女性職能団体や女性学識者の枠が含まれるよう、配慮してください。

(ニ) 地域に密着した市民代表の枠には、利用者代表や実践者代表などを入れたり、公募の枠を設けるなど、配慮や工夫をしてください。

ウ 新しい人材の就任・発掘に向けて、次の点に努めてください。

(ア) 事情のある場合を除いて、多くの新しい人材が審議会等に参画できるよう、再任の回数や兼任の数の適否について、検討してください。

(イ) 委員に市職員が参加する場合には、職制上の地位にとらわれることなく、適任の女性の登用について、十分に検討してください。

(2) 要綱第4条第2項の規定は、教育・文化・福祉・健康など、現状でも女性の活動や生活体験の蓄積が十分にある分野の審議会等においては、第3条の目標を一層上回るよう努めていただきたい、という趣旨です。

(3) 要綱第4条第3項の規定は、委員の選任にあたって、事前に市民局人権・男女共同参画室に協議していただくことにより、女性委員の参加について周知徹底を図り促進するというものです。

3 参加促進計画の作成（要綱第5条関係）

参加促進計画の作成にあたっては、第3条で定められた割合を機械的に乗ずることなく、

それぞれの審議会等の現状を踏まえながら、同条の目標を念頭に置いて、作成してください。

4 協議（要綱第6条関係）

- (1) 市民局長（人権・男女共同参画室）と局長等（審議会等を所管する課）との協議は、第3条の目標の達成に必要な措置に関する事項を中心に、適宜行うこととします。
- (2) 人権・男女共同参画室では、人材情報として、「女性人材リスト」（1040名登載）を備えてあり、また、逐次充実させていきます。積極的に活用して下さい。

